

「無人航空機による災害応急対策活動（被災状況調査）に関する協定」について

標記について、協定締結を希望される方は下記により申請書類を提出して下さい。
なお、本件は協定締結の公募であり入札は行いません。

令和7年 2月12日

国土交通省 関東地方整備局
荒川下流河川事務所長
菊 田 友 弥

記

1. 協定の目的

本協定は、地震・大雨・台風等の異常な自然現象及び予想できない災害等が発生した場合に、荒川下流河川事務所が行う緊急的な災害の状況把握及び応急対策活動（以下、「活動」という。）に関して、被災状況の迅速な把握と被災施設の早期復旧を行うことを目的としている。

2. 協定内容

- (1) 協定書(案) 別冊のとおり
- (2) 協 定 区 間 荒川下流河川事務所直轄管理区間（別紙－1 参照）
- (3) 協 定 内 容 本協定で想定している活動は以下のとおりとする。
・被災状況調査
- (4) 協 定 区 分 無人航空機
- (5) 協 定 期 間 令和7年4月1日から令和10年3月31日まで。

3. 申請者の条件

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 次に掲げるいずれかの資格を有している者であること。
 - ① 関東地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和7・8年度一般競争（指名競争）参加資格のうち定期受付において「測量」又は「土木関係建設コンサルタント業務」のいずれか受理されている者で、令和7年4月1日に認定がなされている者であること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争（指名競争）入札参加資格の再認定を受けていること。）
 - ② 国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のA、B、C又はD等

級に格付けされた関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。（令和07・08・09年度一般競争（指名競争）参加資格（全省庁統一資格）のうち「役務の提供等」に申請を行い受理され、令和7年4月1日に認定がなされる者であること。）なお「競争参加者の資格に関する公示」（令和6年3月29日付官報）に記載されている時期及び場所で競争参加資格の申請を受け付ける。

- （3）会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（（2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- （4）（2）の資格のうち、関東地方整備局管内に以下に基づく本店、支店又は営業所を有すること。

「測量」：測量法

「土木関係建設コンサルタント業務」：建設コンサルタント登録規定

「役務の提供等」：全省庁統一資格

- （5）航空法（昭和27年法律第231号）第132条ただし書の規定による許可及び同法第132条の2ただし書の規定による承認を受けており、継続して承認を受けられる者。
- （6）申請書及び資料の提出期限の日から協定締結の時までの期間に、局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- （7）警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

4. 協定締結者の決定方法

- （1）協定締結は、上記3. に掲げる応募資格を満たしている者及び下記事項を申請書で確認できる者とする。

記載事項	内容に関する留意事項	選定出来ない要件
無人航空機の性能 （別記様式－2）	・複数機体を保有・確保している場合は、最も性能が良い機体を評価する。 ・また、機体の評価はカタログ値での評価とする。 【評価する項目】 許容風速、飛行時間、飛行範囲 撮影成果、画像解析	・静止画・動画撮影不可の場合は、選定しない。
移動時間 （別記様式－3）	緊急時において、実務を担当する会社（活動基地等）から荒川下流河川事務所までの移動時間。	12時間以上かかる場合は、選定しない。
メンテナンス体制 （別記様式－4）	メンテナンス体制が整備されている。	整備されていない場合は、選定しない。

- （2）本協定を締結する業者数は10社程度を予定している。
ただし、応募者数が多数の場合は、下記表-1により選定する。

表－１ 協定締結者を選定するための評価基準（１／２）

評価項目		評価の着眼点	項目別 配 点
		判断基準	
応募者の経験及び能力 （資格・実績等）	実績等	（別記様式－２） 過去に、災害現場等において無人航空機を活用し、被災状況調査等（撮影及び画像解析等）を行った実績数。 ① ５回以上 ② ２～４回 ③ １回以下	① ２ ② １ ③ 加点しない
		航空局承認申請（DID）の許可を取得している。 ① DID地区、目視外飛行、夜間飛行の許可を取得。 ② DID地区、目視外飛行の許可を取得。 ③ DID地区の許可を取得。 ④ 取得していない	① ５ ② ３ ③ １ ④ 選定しない
		（別記様式－３） 班編成数（１班当たり３人以上） ① ３班以上 ② ２班 ③ １班以下	① ３ ② ２ ③ １
		（別記様式－４） メンテナンス体制 ① 体制が整備されている。 ② 体制が整備されていない。	① 加点しない ② 選定しない
		（別記様式－３） 緊急時において、実務を担当する会社（活動基地等）から荒川下流河川事務所までの移動時間を下記の順位で評価する。 ① ２時間以内 ② ２時間～４時間以内 ③ ４時間～６時間以内 ④ ６時間～１２時間以内 ⑤ １２時間～	① ４ ② ３ ③ ２ ④ １ ⑤ 選定しない

表－１ 協定締結者を選定するための評価基準（２／２）

評価項目		評価の着眼点			項目別配点
		判断基準			
応募者の経験及び能力（資格・実績等）	実績等	(別記様式－２) 無人航空機の性能 ※複数機体を保有・確保している場合は、最も性能が良い機体を評価する。 ※機体の評価はカタログ値での評価とする。	許容風速	① 10m/s以上 ② 5～10m/s未満 ③ 5m/s未満	① 2 ② 1 ③ 加点しない
			飛行時間	① 20分以上 ② 10～20分未満 ③ 10分未満	① 2 ② 1 ③ 加点しない
			飛行範囲	① 1,000m以上 ② 200m～1,000m未満 ③ 200m未満	① 2 ② 1 ③ 加点しない
			撮影成果	① 静止画・動画撮影可 ② 静止画・動画撮影不可	① 加点しない ② 選定しない
			画像解析	① 3D化、縦横断図作成可 ② 3D化、縦横断図作成不可	① 2 ② 加点しない

５．申請書類の作成等

（１）申請書類の作成

１）申請書の作成については、以下のとおりとする。

①協定参加資格確認申請書【別記様式－１】

②空撮用無人航空機の所有（確保）状況及び機器の性能が確認できる資料及び災害現場において無人航空機を活用し、被災状況調査（撮影等）を行った実績が確認できる資料（各実績毎）【別記様式－２】

③活動の実施体制【別記様式－３】

④所有している無人航空機のメンテナンス体制が整備されていることが確認できる資料【別記様式－４】

⑤令和７・８年度一般競争（指名競争）参加資格で応募する場合は、参加資格審査の申請書が受理されていることを証する資料（受付票又は受付印の押されている当該申請書の写し）

⑥航空法（昭和27年法律第231号）第132条ただし書の規定による許可及び同法第132条の2ただし書の規定による承認申請書の写し

（２）申請書類の提出

１）担当部局及び問合せ先

〒115-0042

東京都北区志茂5丁目41-1

国土交通省 関東地方整備局 荒川下流河川事務所 流域治水課

電話03-3902-3220

資料の作成に対する問合せ等の連絡は、土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日9時15分～18時00分までとする。

２）申請書類等の交付

荒川下流河川事務所のホームページにて交付する。交付期間は令和7年2月25日（火）までとする。

ホームページアドレス：<https://www.ktr.mlit.go.jp/arage/>

上記交付方法による入手ができない場合は、記録媒体（CD-R等）を上記１）に郵送することにより電子データを交付するので、事前に上記１）にその旨を連絡し、記録媒体及び返信用の封筒（切手を貼付）、協定締結希望者の連絡先が分かるものを送付すること。受付期間は令和7年2月25日（火）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日9時15分～18時00分までとする。

３）申請書及び資料の提出方法、受付期間及び受付場所

申請書類は下記の受付期間内に受付場所に持参又は郵送等（書留郵便等記録が残るものに限る）するものとし、電送（ファクシミリ）、電子メールによるものは受けけない。

① 受付期間

令和7年2月25日（火）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日9時15分～18時00分までとする。

なお、郵送等の場合は、最終日の消印、託送業者が受付を行ったもののまでを有効とする。

② 受付場所

５．（２）１）担当部局に同じ

③ 提出部数

１部

６．選定結果の通知

申請書を審査の上、「無人航空機による災害応急対策活動（被災状況調査）に関する協定」の選定結果を申請者に書面にて通知する。

通知は、令和7年3月18日（火）を予定している。

７．締結できない者に対する理由の説明

災害協定を締結できない者は、荒川下流河川事務所長に対して締結できない理由について、以下に従い書面（自由様式）により説明を求めることができる。なお、持参によるものとし、郵送又は電送によるものは受けけない。

(1) 提出期限

令和7年3月21日(金)から令和7年3月28日(金)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日9時15分から18時00分までとする。

(2) 提出場所

5. (2) 1) 担当部局に同じ

(3) 回答期限及び方法

令和7年4月4日(金)までに書面により回答する。

8. 災害協定の締結

選定結果の通知において、災害協定を締結できる者として通知された者は、以下に従い「無人航空機による災害応急対策活動(被災状況調査)に関する協定」を2部作成し提出すること。作成については、別紙-2「協定書の作成について」を参照すること。なお、持参、郵送又は託送(郵送又は託送は、書留郵便等記録が残るものに限る。)によるものとし、電送によるものは受付けない。

(1) 提出期限

令和7年3月18日(火)から令和7年3月31日(木)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日9時15分から18時00分までとする。

(2) 提出場所

5. (2) 1) 担当部局に同じ

9. その他

(1) 申請資料の作成及び提出に要する費用は提出者の負担とし、提出された申請資料は、協定申請審査以外の目的で無断使用しません。

(2) 提出された申請資料は、返却しません。

(3) 災害協定締結後は、連絡会議、防災訓練や災害対策機器等講習会に参加すること。

(4) 災害協定締結後に連絡先及び資機材等の調査に協力すること。

①調査内容

・緊急時、平常時の担当者連絡先

担当者の氏名、所属部署、役職、会社の直通電話、電子メールアドレス、携帯電話の番号及びメールアドレス

・派遣可能技術者の人数及び資格

・他機関との協定締結状況

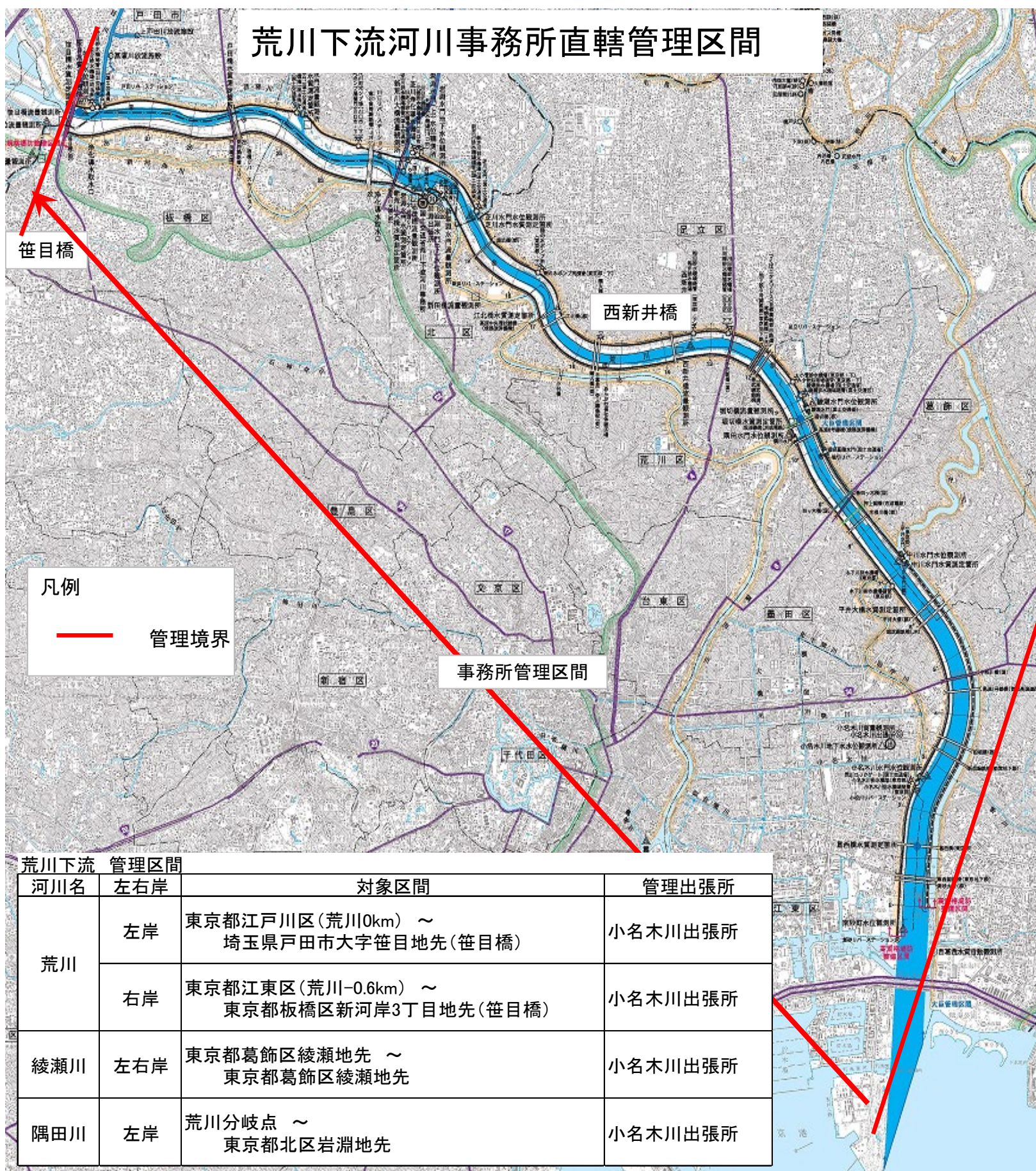
② 調査時期

・協定期間中の毎年4月に調査依頼する。

③ 提出場所

・5. (2) 1) 担当部局に同じ。

荒川下流河川事務所直轄管理区間



協定書の作成について

- 協定書は、A4袋とし、白黒で作成してください。
- 協定の締結日は空欄としてください。
(事務所長印を押印後、当方で記入します。)
- 協定締結者は、申請書に記載した役職者としてください。
(異動等があった場合は後任者としてください。)
- 地図を除き両面コピーとしてください。
- 最後のページに地図を添付してください。(A4縦 白黒)
- 割り印をしてください。(下図参照。 中間ページに割り印は不要です)

【表】

災害時における河川災害応急復旧業務に関する協定書

.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....

袋とじ

印

割印

【裏】

袋とじ

印

割印

協 定 参 加 資 格 確 認 申 請 書

令和 年 月 日

担当官

荒川下流河川事務所長 菊田 友弥 殿

住 所

会 社 名

代表者氏名

令和 7 年 2 月 1 2 日付けで募集のありました「無人航空機による災害応急対策活動（被災状況調査）に関する協定」に係る応募資格について確認されたく、下記の資料を添えて申請します。

なお、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当する者でないこと及び添付資料の内容については事実と相違ないことを誓約します。問い合わせ先 は下記のとおりです。

記

1. 公示 5. (1) 1) ②に定める空撮用無人航空機の所有（確保）状況及び機器の性能が確認できることを記載した書面及び災害現場において無人航空機を活用し、被災状況調査（撮影等）を行った実績が確認できることを記載した書面（各実績毎）
2. 公示 5. (1) 1) ③に定める活動の実施体制を記載した書面
3. 公示 5. (1) 1) ④に定めるメンテナンス体制を記載した書面
4. 公示 5. (1) 1) ⑤に定める 令和 7・8 年度一般競争（指名競争）受付票又は受付印の押されている当該申請書の写し
5. 公示 5. (1) 1) ⑥航空法許可及び承認申請書の写し

問い合わせ先

担 当 者 :

部 署 :

電話番号 :

F A X

- ・空撮用無人航空機の所有（確保）状況及び機器の性能が確認できる資料

※機種が複数台ある場合は、機種毎に記入して下さい。

カタログ等性能が確認できる資料の添付をお願いします。

また、自社規定により、カタログ値以外の数値を使用している場合は、自社規定の性能が分かる資料も添付お願い致します。

ただし、評価はカタログ値と致します。

番号	所有台数	許容風速	飛行時間	飛行範囲
①	台	m/s	分	m
②				
③				

- ・撮影能力の性能が確認できる資料

番号	カメラ機種	撮影成果	
①		静止画・動画撮影可	静止画・動画撮影不可
②		静止画・動画撮影可	静止画・動画撮影不可

※「静止画・動画撮影可」、「静止画・動画撮影不可」のどちらかに○を付けて下さい。

※撮影能力の性能が確認できる資料について、パンフレット等の添付をお願いします。

- ・画像解析の性能が確認できる資料

番号	画像解析	
①	３Ｄ化、縦横断図作成可	３Ｄ化、縦横断図作成不可

※「３Ｄ化、縦横断図作成可」、「３Ｄ化、縦横断図作成不可」のどちらかに○を付けて下さい。

※画像解析の性能が確認できる資料について、パンフレット等の添付をお願いします。

- ・災害現場において無人航空機を活用し、被災状況調査等（撮影等）を行った実績が確認できる資料（各実績毎）

日付	活動場所	活動内容	資料番号

※実績毎に確認できる資料（様式自由）の提出をお願いします。

活動の実施体制

会社名：

○本活動を総合的に管理する技術者

技術者の氏名		在籍する本支店名	
在籍する本支店の住所			

○本活動の実務を担当する技術員

技術員の氏名		在籍する本支店名	
在籍する本支店の住所			

技術員の氏名		在籍する本支店名	
在籍する本支店の住所			

技術員の氏名		在籍する本支店名	
在籍する本支店の住所			

※緊急時に速やかに対応できる技術員を記載してください。

※令和４年４月１日以降の荒川下流河川事務所との「無人航空機による災害応急対策活動（撮影・画像解析等）に関する協定」締結の際に登録した技術者と重複することを妨げません。

○緊急時に準備できる従事者数、班数及び活動の実務を担当する会社から荒川下流河川事務所までの距離、時間（一般道を３０km、高速道路を８０km）を記載して下さい。

・従事者数		人	・班数		班	・距離		km	・時間		時間
-------	--	---	-----	--	---	-----	--	----	-----	--	----

※実務を担当する会社（作業基地等）から荒川下流河川事務所までの経路図（５万分１程度の地図）を添付して下さい。

メンテナン ス 体 制

会社名：

○機体のメンテナンスに係わる体制等

項 目	名 称	所在地 電話番号	担当者 部署・氏名	摘 要
代表窓口				
整備会社				
部品供給				

※摘要欄には必要に応じて担当する業務の内容を記載する

○機体の年間メンテナンス回数

回

※その他安全管理のための飛行マニュアルや運転前のチェックリスト等があれば添付すること
※網掛け部分の記入をお願いします。

協定参加資格確認申請書提出時のチェックリスト

協定参加資格確認申請書提出時には、本チェックリストにより提出書類が添付されていることを確認下さい。

☐ 協定参加資格確認申請書（別記様式－１）

☐ 所有状況及び機器の性能、災害現場において無人航空機を活用し、被災状況調査（撮影等）を行った実績が確認できる資料（各実績毎）（別記様式－２）

☐ 活動の実施体制が確認できる資料（別記様式－３）

☐ 実務を担当する会社（作業基地等）から荒川下流河川事務所までの経路図（５万分１程度の地図）

☐ メンテナンス体制が整備されていることが確認できる資料（別記様式－４）

☐ 一般競争参加資格認定通知書の写し

☐ 航空法許可及び承認申請書の写し

※提出がない場合は、選定しません。

これらの添付資料が未提出の場合は参加資格を認めない場合がありますので、ご注意下さい。

協 定 参 加 資 格 確 認 申 請 書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

担当官

荒川下流河川事務所長 菊田 友弥 殿

住 所 〒〇〇 〇〇市〇〇

会 社 名 〇〇〇 (株)

代表者氏名 代表取締役社長 〇〇

令和 7 年 2 月 1 2 日付けで募集のありました「無人航空機による災害応急対策活動（被災状況調査）に関する協定」に係る応募資格について確認されたく、下記の資料を添えて申請します。

なお、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当する者でないこと及び添付資料の内容については事実と相違ないことを誓約します。問い合わせ先 は下記のとおりです。

記

1. 公示 5. (1) 1) ②に定める空撮用無人航空機の所有（確保）状況及び機器の性能が確認できることを記載した書面及び災害現場において無人航空機を活用し、被災状況調査（撮影等）を行った実績が確認できることを記載した書面（各実績毎）
2. 公示 5. (1) 1) ③に定める活動の実施体制を記載した書面
3. 公示 5. (1) 1) ④に定めるメンテナンス体制を記載した書面
4. 公示 5. (1) 1) ⑤に定める 令和 7・8 年度一般競争（指名競争）受付票又は受付印の押されている当該申請書の写し
5. 公示 5. (1) 1) ⑥航空法許可及び承認申請書の写し

問い合わせ先

担 当 者 : 〇〇 〇〇

部 署 : 〇〇本店 〇〇部 〇〇課

電話番号 : (代) 〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇 (内線 〇〇〇)

F A X 〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇

- ・空撮用無人航空機の所有（確保）状況及び機器の性能が確認できる資料

※機種が複数台ある場合は、機種毎に記入して下さい。

カタログ等性能が確認できる資料の添付をお願いします。

また、自社規定により、カタログ値以外の数値を使用している場合は、自社規定の性能が分かる資料も添付お願い致します。

ただし、評価はカタログ値と致します。

番号	所有台数	許容風速	飛行時間	飛行範囲
①	○ 台	○ m/s	○ 分	○ m
②				
③				

- ・撮影能力の性能が確認できる資料

番号	カメラ機種	撮影成果	
①	○○○	静止画・動画撮影可	静止画・動画撮影不可
②	○○○	静止画・動画撮影可	静止画・動画撮影不可

※「静止画・動画撮影可」、「静止画・動画撮影不可」のどちらかに○を付けて下さい。

※撮影能力の性能が確認できる資料について、パンフレット等の添付をお願いします。

- ・画像解析の性能が確認できる資料

番号	画像解析	
①	３Ｄ化、縦横断図作成可	３Ｄ化、縦横断図作成不可

※「３Ｄ化、縦横断図作成可」、「３Ｄ化、縦横断図作成不可」のどちらかに○を付けて下さい。

※画像解析の性能が確認できる資料について、パンフレット等の添付をお願いします。

- ・災害現場において無人航空機を活用し、被災状況調査等（撮影等）を行った実績が確認できる資料（各実績毎）

日付	活動場所	活動内容	資料番号
平成○年○月○日	○○県○○市 (県道○○線法面災害現場)	被災状況の撮影	資料－１
平成○年○月○日	○○県○○市 (○○川災害現場)	被災状況の撮影	資料－２

※実績毎に確認できる資料（様式自由）の提出をお願いします。

活動の実施体制

会社名：

○本活動を総合的に管理する技術者

技術者の氏名	○ ○ ○ ○	在籍する本支店名	○○コンサルタント(株) ○○支店
在籍する本支店の住所	○○県 ○○市 ○○町 ○丁目 ○番		

○本活動の実務を担当する技術員

技術員の氏名	○ ○ ○ ○	在籍する本支店名	○○コンサルタント(株) ○○支店
在籍する本支店の住所	○○県 ○○市 ○○町 ○丁目 ○番		

技術員の氏名	○ ○ ○ ○	在籍する本支店名	○○測量設計(株) ○○支店
在籍する本支店の住所	○○県 ○○市 ○○町 ○丁目 ○番		

技術員の氏名	○ ○ ○ ○	在籍する本支店名	○○
在籍する本支店の住所	○○県 ○○市 ○○町 ○丁目 ○番		

※緊急時に速やかに対応できる技術員を記載してください。

※令和４年４月１日以降の荒川下流河川事務所との「無人航空機による災害応急対策活動（撮影・画像解析等）に関する協定」締結の際に登録した技術者と重複することを妨げません。

○緊急時に準備できる従事者数、班数及び活動の実務を担当する会社から荒川下流河川事務所までの距離、時間（一般道を３０km、高速道路を８０km）を記載して下さい。

・従事者数	○○人	・班数	○班	・距離	○○km	・時間	○○時間
-------	-----	-----	----	-----	------	-----	------

※実務を担当する会社（作業基地等）から荒川下流河川事務所までの経路図（５万分１程度の地図）を添付して下さい。

メンテナンステ体制
会社名：

○機体のメンテナンスに係わる体制等

項 目	名 称	所在地 電話番号	担当者 部署・氏名	摘 要
代表窓口	〇〇〇(株)	〇〇県〇〇市〇〇 TEL	〇〇部 〇〇課 〇〇 〇〇	
整備会社				
部品供給				

※摘要欄には必要に応じて担当する業務の内容を記載する

○機体の年間メンテナンス回数

〇 回

※その他安全管理のための飛行マニュアルや運転前のチェックリスト等があれば添付すること
※網掛け部分の記入をお願いします。

協定参加資格確認申請書提出時のチェックリスト

協定参加資格確認申請書提出時には、本チェックリストにより提出書類が添付されていることを確認下さい。

☐ 協定参加資格確認申請書（別記様式－１）

☐ 所有状況及び機器の性能、災害現場において無人航空機を活用し、被災状況調査（撮影等）を行った実績が確認できる資料（各実績毎）（別記様式－２）

☐ 活動の実施体制が確認できる資料（別記様式－３）

☐ 実務を担当する会社（作業基地等）から荒川下流河川事務所までの経路図（５万分１程度の地図）

☐ メンテナンス体制が整備されていることが確認できる資料（別記様式－４）

☐ 一般競争参加資格認定通知書の写し

☐ 航空法許可及び承認申請書の写し

※提出がない場合は、選定しません。

これらの添付資料が未提出の場合は参加資格を認めない場合がありますので、ご注意下さい。

無人航空機による災害応急対策活動（被災状況調査）に関する協定書（案）

国土交通省関東地方整備局荒川下流河川事務所長 菊田 友弥(以下「甲」という。)
と、〇〇〇〇（株）代表取締役 〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、河川の自然災害時の緊急活動が流域住民の被災軽減に極めて大きく寄与することに鑑み、地震・洪水等の異常な自然現象下で発生した災害（以下「災害」という。）における災害の拡大防止のための災害応急対策活動（以下「活動」という。）の実施に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は荒川下流河川事務所が管理する河川施設等（以下「河川」という。）において発生した災害の活動に関して、乙は甲と協力して被害の拡大防止と被災施設の早期復旧を行うことを目的とする。

（活動の内容）

第2条 甲が乙に対し協力を要請する活動の内容は、第3条の実施区間内における無人航空機（以下「機体」という。）を活用した、被災状況調査等とする。

（活動の実施区間）

第3条 活動の実施区間は荒川下流河川事務所直轄管理区間とする。

（技術者）

第4条 乙は、甲に対し、本協定締結参加資格確認のために提出した「協定参加資格確認申請書」に掲載した技術者について、やむを得ない事情により変更が生じ

た場合は、甲と協議し、同等の資格を有する者を指定するものとする。

(活動の要請)

第5条 甲は、河川に災害が発生し、必要と認められるときには、被害状況に応じて書面または電話などの方法により乙に出動を要請するものとする。

なお、乙は、近年の異常気象を顧み、自然現象及び予想できない災害等が発生した場合は、常に最新の気象情報に留意するものとする。

2. 乙は、要請を受けた場合、直ちに活動を実施するものとする。

3. 乙は、出動要請を受けた場合は、速やかに本協定締結参加資格確認のために提出した「協定参加資格確認申請書」に掲載した技術者を担当技術者として定めるものとする。また、やむを得ない事情によりこれによりがたい場合は、甲と協議し、同等の資格を有する者を指定するものとする。

4. 乙は、災害発生時に甲が連絡体制、人員の確保の可否、機体の状況等の確認を実施した場合、速やかに調査し報告するものとする。

(活動の指示)

第6条 活動の指示は、荒川下流河川事務所所属職員のうち甲が指定する者（以下、「指示者」という。）が行うものとし、乙はその指示に従うものとする。

(活動の完了)

第7条 乙または第5条第3項で定めた担当技術者は、活動を完了したとき電話等の方法により直ちに指示者へその旨を報告するものとする。

(活動の実施報告)

第8条 乙は、活動が完了したときには、作業開始時刻、作業終了時刻及び出動人員等を速やかに書面により甲へ報告するものとする。

(契約の締結)

第9条 甲は、第5条第1項により乙に出動を要請したときは、遅滞なく随意契約を締結するものとする。

(機体の報告、提出)

第10条 乙は、予め災害に備え第5条第2項の活動に際し使用可能な機体の数量を把握し、甲へ書面により報告するものとする。

2. 乙は、前項で報告した内容に著しい変更を生じたときまたは、機体の現状について甲が特に報告を求めたときは、遅滞なくその資料を甲に提出するものとする。

(業務の特例)

第11条 甲が特に必要として第3条に規定する以外の区間に出動を要請するときは、乙に協議するものとする。

(費用の請求)

第12条 乙は、活動完了後当該活動に要した費用を第9条により締結した契約に基づき甲に請求するものとする。

(費用の支払い)

第13条 甲は前条の規定による請求を受けたときは、その内容を精査し第9条により締結した契約に基づき費用を支払うものとする。

(被害の負担)

第14条 活動の実施にともない、甲、乙双方の責に帰さない理由により第三者に損

害を及ぼしたとき、または、使用する機体等に損害が生じたときは、乙はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により報告しその処置について、甲乙協議し定めるものとする。

2. 本活動の実施に伴い、明らかに乙の責に帰する原因により第三者に損害を及ぼしたときは、乙がこれを負担するものとする。

(航空法における許可等)

第15条 本協定の主な活動は、航空法に定める特例に該当する事が想定されるため、乙は、無人航空機の航行の安全や地上の人家等の安全が損なわれないよう、乙は必要な安全確保を自主的に行うものとする。

(有効期限)

第16条 この協定の有効期限は、令和7年4月1日から令和10年3月31日までとする。

(協定の解除)

第17条 甲は、乙に対して本協定を締結するのが著しく不当と認められる場合、又は乙が甲に対して協定締結の解除の申し出があった場合は、甲乙協議のうえ、協定締結を解除することができる。

(協議)

第18条 この協定に定めない事項または疑義を生じた事項については、その都度甲乙双方が協議して定めるものとする。

(協定の効力)

第19条 乙が関東地方整備局長から、地方支分部局所掌の工事請負契約に係る指名停

止等の措置要領（昭和５９年３月２９日 建設省厚第９１号）に基づく指名
停止期間中はこの協定を適用しない。

２．乙が関東地方整備局（港湾空港関係を除く）一般競争（指名競争）入札参加
資格業者のうち、測量または土木関係建設コンサルタント業務のいずれかに
登録されていない場合はこの協定を適用しない。

３．乙が国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」に各付け
された関東・甲信越地域の競争参加資格を有していない場合はこの協定を適
用しない。

（雑則）

第２０条 この協定の証として本書を二通作成し、甲乙記名捺印の上各自一通を保有
する。

令和 年 月 日

甲 国土交通省関東地方整備局

荒川下流河川事務所長 菊田 友弥

乙 ○○○○○○○○

代表取締役 ○○○○○○ 印